



ウッドマーク森林認証一般レポート

森林所有者／管理者 山梨県
森林名 山梨県県有林
国 日本
審査に用いられた規準 日本適合ウッドマーク一般規準&チェックリスト V2.1 (2014年5月改訂)

認証番号 SA-FM/COC-001842
FSC® トレードマークライセンスコード FSC-C012256
認証発行日 2018年3月12日
認証有効期限 2023年3月11日

目次

1. 基本情報
2. 改善要求事項の一覧
3. 認証審査の過程
4. 管理の背景
5. 森林

付属文書1 一般チェックリスト
付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果
付属文書3 種のリスト
付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト
付属文書5 追加情報

	審査日	SA審査員	資格	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
更新審査	2017年 7月25日-27日	白石則彦 望月亜希子	望月亜希子 - FSC FM 主任審査員 白石則彦 - 専門家	エミリー・ブラッ クウエル	2017年 11月10日	エミリー・ブラッ クウエル	2018年 3月5日
第1回年次監査							
第2回年次監査							
第3回年次監査							
第4回年次監査							

本レポートの主要部分は請求に応じて公開されます。

Woodmark · South Plaza · Marlborough St · Bristol · BS1 3NX · United Kingdom
Telephone (+44) (0) 117 914 2435 · Fax (+44) (0) 117 314 5001
Email wm@soilassociation.org · www.sacert.org/woodmark

Soil Association Certification Ltd · Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686

RT-FM-001-18 July 2017 © Produced by Soil Association Certification Limited

基本情報

1.1	認証機関	ソイルアソシエーション ウッドマーク																					
1.1.1	認証登録番号	SA-FM/COC-001842																					
1.1.2	認証の種類	単独																					
1.2.3	直近5年間に取得したFSC認証およびその他の認証についてお知らせください。 以前取得した認証報告書のコピーを別途お送りください。	該当しない。																					
1.2	森林管理者／所有者の情報																						
1.2.1	会社名	山梨県																					
1.2.2	日本語での会社名	山梨県																					
1.2.3	イギリスにおける法人登録番号	該当しない。																					
1.2.4	連絡担当者	山梨県森林環境部県有林課 加戸恵理世氏																					
1.2.5	住所	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1																					
1.2.6	国名	日本																					
1.2.7	電話	+81-55-223-1623																					
1.2.8	ファックス	+81-55-223-1679																					
1.2.9	電子メール	kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp																					
1.2.10	ウェブページアドレス	http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html																					
1.2.11	正式な代表者による申請情報	林務長 小島健太郎氏																					
1.2.12	現地へのアクセスに関する特記事項	-																					
1.3	認証の範囲																						
1.3.1	認証の種類	単独																					
1.3.1a	施業の種類	森林所有者																					
1.3.2a	認証範囲の森林名	山梨県県有林																					
1.3.2b	グループメンバー数	該当しない																					
1.3.3	森林管理体の数	1																					
1.3.4	国名	日本																					
1.3.5	地域	山梨県全域																					
1.3.6	緯度	北緯35度09分54秒～35度58分07秒																					
1.3.7	経度	東経138度11分00秒～139度08分16秒																					
1.3.8	半球	北半球																					
1.3.9	森林ゾーンまたは生物群系	暖温帯(200m)～寒帯(3,400m)																					
1.3.10	<table border="1"><thead><tr><th>FSC AAF区分</th><th>非SLIMF面積(ha)</th><th>SLIMF面積(ha)</th></tr></thead><tbody><tr><td>共同体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自然林の保全</td><td>105000</td><td></td></tr><tr><td>熱帯林</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北方林</td><td></td><td></td></tr><tr><td>温帯林</td><td></td><td></td></tr><tr><td>人工林</td><td>38000</td><td></td></tr></tbody></table>	FSC AAF区分	非SLIMF面積(ha)	SLIMF面積(ha)	共同体			自然林の保全	105000		熱帯林			北方林			温帯林			人工林	38000		
FSC AAF区分	非SLIMF面積(ha)	SLIMF面積(ha)																					
共同体																							
自然林の保全	105000																						
熱帯林																							
北方林																							
温帯林																							
人工林	38000																						
1.4	森林管理																						
1.4.1	事業体形態	単独																					
	保有管理	県有林																					
	所有権	県有林																					
1.4.2	全面積(ヘクタール)	143000																					
1.4.3	林型	人工林と半自然林の混合																					
1.4.4	森林構成	高標高域:針葉樹優占 低標高域:広葉樹優占																					
1.4.5	存在する高い保護価値の概要	二階谷の天然広葉樹林 雁が腹摺山のミズナラ林等 より詳細な情報はレポート本文およびチェックリストに記載されている。																					
1.4.6	植林樹種の区分	固有種																					
1.4.7	主な樹種	付属文書3参照																					

1.4.8	年間可能伐採量(m3/年) 実際の年間生産量(m3/年) (2016年度)	340,154 m ³ 除伐 679ha 利用間伐 15,122 m ³ 主伐 49,094 m ³ (うち林道開設のための皆伐量2,734m ³) 認証材としての販売量: 64,216m ³
1.4.9	製品区分	丸太、立木
1.4.10	販売場所	共販所へ搬送、合板工場やチップ工場への直送、立木での販売
1.4.11	従業員数	男性: 57人 女性: 20人(常勤県有林課職員)
1.4.12	請負者/地域社会/他の労働者 (男性/女性)	合計 77人 52社 常勤男性: 319人 常勤女性: 56人
1.4.13	パイロットプロジェクト	合計 375人 いいえ
1.4.14	SLIMF—小面積	いいえ
1.4.15	SLIMF—低頻度	いいえ

1.4.16	森林管理事業体の区分	数	面積
	100ha以下		
	100 ha - 1000 ha		
	1000 ha - 10,000 ha		
	10,000ha以上	1	143000
	合計	1	143000

1.4.17	所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林の面積		
	森林名	面積	理由
	山梨県県有林	15241	チェックリスト1.6.2参照

2.0 是正措置登録簿		山梨県			SA-FM/COC-001842			
番号	等級	不適合事項(または観察事項については潜在的な不適合事項)	参照規格	是正措置要求	期限	根拠および日付	状態	解除日
是正措置要求 更新審査								
2017.1	観察	広葉樹林に関し、一部で植栽を行っているものの今後の活用方法については検討中のことであった。広葉樹林からの材の供給など広葉樹の付加価値付けを検討することは、県有林経営とともに地域振興との関わりも強い。広葉樹の用途や需要の可能性について情報収集や検討を行っておくことが望まれる。	5.3.4	-	-		新規	
2017.2	観察	県内でも、木質バイオマス発電施設の設置がいくつか計画されている。一般的に、木質バイオマス発電所の計画が確定し、稼動すると、周辺地域の木材の価格や流通、また木材生産の方法が大きく変容する。現状では林業が単独で振興することは難しく、大手需要先と共存共栄することが不可欠である。バイオマス発電もそうした新たな需要先であることは確かで、この新たな需要先に対して県有林経営にも少なからず影響があることを考慮し、現在計画されている木質バイオマス発電所の詳細や他地域の状況など、情報収集を行っておくことが望まれる。さらに、県有林が私有林の模範となる森林経営を示すことも含め、バイオマス需要への対応方法を検討しておくことが望ましい。	5.4.3	-	-		新規	
2017.3	軽微	境界確定は所有者立会いの下で行うために、この数十年は境界に関する争議はない。そのため争議があった際に森林施業を停止する事は文書化はされていない。ただし争議があった場合は、解決するまで事業を発注しないことをインタビューで確認した。	2.3.3	森林管理者は、地域社会と森林管理者間の土地の権利に関する争議で、地域社会の将来的な権利を保証しない森林管理業務は、争議の解決をみるまでは停止されることを規定する管理指針や手順を文書化すること。	最終レポート受領後12か月以内。次回年次監査で確認する。		新規	

3 認証審査の過程

3.1 審査日

更新審査日

2017年7月25日-27日

審査を実施するための人日数

6人日

3.2 審査チーム

1) 白石 則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた(筑波本所、および北海道支所)。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

2) 望月 亜希子

望月亜希子は、東京農工大学、東京大学大学院を卒業後、(一社)日本森林技術協会にて国際協力案件に従事し、2007年より株式会社森林再生システムにて森林管理コンサルティング業務に従事している。農学修士。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

3.2.1 報告書作成者

望月亜希子

3.3 レポートピアレビュー

該当しない。

3.4 認証の判断

英語レポートAnnex11参照

3.5 審査の進め方の根拠

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

3.6 審査した事項および場所の選択理由

2017年7月25日

現地審査:

【177林班と5小班】おもてなし森林景観創出事業による景観伐採実施地。伐採時50年生アカマツ林。伐採後の林況確認。富士箱根国立公園内。遊歩道や看板等の管理についても確認。管理者へのインタビュー。

【432林班い3小班】植栽後の下刈り実施中の現場。シカの防護柵設置。安全装備、発注方法の確認。請負業者へのインタビュー。

【422林班ほ1小班】植栽および獣害防除ネット設置の現場。今年度カラマツを2,200本/ha植栽。伐採前の環境調査でフッキソウの群落を確認。群落は施業除地として保全、モニタリング。管理者へのインタビュー。

2017年7月26日

現地審査:

【89林班に3、に7小班】植栽後の下刈り実施中の現場。獣害防除として忌避剤を使用。カラマツ植林地の確認。隣接地の林業専用道設置現場の確認。請負業者へのインタビュー。

【80林班れ2、れ16小班】保育間伐実施の現場。伐採時26、28年生カラマツ林。選木の確認。残存木の確認。約27%の伐採率。管理者へのインタビュー。

【93林班い6、は4小班】植栽および獣害防除ネット設置の現場。保残帯の確認。今年度カラマツを2,200本/ha植栽。台帳管理の状況確認。管理者へのインタビュー。

【63林班に12小班】利用間伐実施の現場。伐採時35年生ヒノキ林。選木の確認。販売方法の確認。施業システムの確認。管理者へのインタビュー。

2017/7/27

書類審査:一般規準及びチェックリストによる再確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、推奨事項等の議論、認証過程の次段階の説明

3.7 規準

当該森林はソイルアソシエーション・ウッドマークの国際的な一般規準およびチェックリストを用いて審査された。この規準およびチェックリストは日本語に訳され、利害関係者との協議を通して配布された。規準に対して重要な意見を受け取ることはなかった。修正された規準のコピーは要求すれば入手可能である。現在ワーキンググループが国内基準に対して取り組んでおり、将来はこの国内基準を用いてウッドマーク基準を改定する予定である。

3.7.1 規準の適合／修正

修正はなかった。

3.8 利害関係者との協議

3.8.1 利害関係者との協議の過程の概要

51人の利害関係者と連絡を取った。

3人から返事を得られた。

アンケートは2017年7月14日に送付された。

審査中に2回インタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

3.9 所見

所見は、日本での使用に適合されたウッドマーク一般規準およびチェックリストを用いて、体系的に観察された記録である。チェックリストは付属書類1として添付されている。ソイルアソシエーション・ウッドマークの一般規準の履行は、FSCの原則と基準の全ての規準の評価に基づいている(1999年1月)。認証発行のためには、軽微な不適合のみが許容されると考えられる。重要な不適合には事前条件が発行される。軽微な不適合には条件が発行される。事前条件と条件は本レポートの2章に記載されている。長所はチェックリストの中で4点または5点がつけられた事項である。チェックリストで3点がつけられた規準は要求事項を満足しており、FSCの要求事項も満たしている。規準レベルでの弱点は、チェックリストで1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件／観察事項(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点は×がつけられている。

各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、推奨事項)の説明とともに、2章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならない、年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。

3.10	課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
規準番号	課題 なし
3.11	結果、結論および推奨事項 付属文書1:規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。 FSC認証は表紙に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。

4 管理の背景

4.1 背景—森林管理団体が行う法的、管理、および土地利用の背景の概要

管理の背景

日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,410万ha、国土面積の約65%に該当する。

日本国内の森林の構成は、約784万ha(31%)が国有林、約280万ha(11%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1444万ha(58%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。

自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、市町村から森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。

2001年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法(1897年制定、1951年廃止・再制定、2011年改正)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2011年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林法に基づき森林所有者又は管理者が5か年森林施業計画(伐採・造林・保育)を作成し、市町村の長、知事または農林水産大臣の認定を得ることによって、優遇措置が講じられる。この制度は、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営基盤が確立され所得や資金計画も有利となる。森林所有者または管理者は、単独又は共同で森林施業計画を作成することができる。森林施業計画は、30ha以上のまとまりのある森林についての計画であり、所得税や相続税など税制上の特例が得られる。また、植栽、保育等の補助金がアップし、制度資金などの融資の利率の特例が受けられるなどの特典がある。

森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。

このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。

2016年3月現在全国の森林のうち1,217万haが保安林に指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、伐採の方法やその後の再造林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。

環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在32公園、213万ha(国土面積の5.6%)があり、国定公園については全国57公園、142万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.6%に相当する。

国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。

環境および社会経済的背景

地形、緯度、および太平洋、ユーラシア大陸東部、アジアモンスーンからの季節的影響などを受け日本の森林は大きく4つの林相に分けられる。北海道高緯度地域の亜寒帯林、北海道低緯度地域及び東北の冷温帯林、東北を除く本州及び九州に広がる暖温帯林、そして沖縄の小規模な亜熱帯林である。

人工林は、今日の日本の森林面積の約4割を占め、そのほとんどが第二次大戦後に植林されたという背景がある。主たる樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツがある。

急峻な地形上に広がる森林が多く、森林の治山機能が重視されている。また、日本文化における森林の位置付けは非常に重要である。

5 森林 5.1 管理の一般的背景

5.1.1 管理の区分と設立年

現在の山梨県有林は、県議会の要望により、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。

5.2 保有権

5.2.1 第三者の保有権及び使用権

土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。

従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。

また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。

5.2.2 森林所有者／管理者の他の活動や管理地域

山梨県森林環境部には県有林課のほかにもどり自然課、森林整備課、林業振興課、治山林道課などの課があり、野生鳥獣の管理、森林ボランティアの支援、私有林の経営管理の支援、県産材の利用推進、保安林や林道の管理、治山事業などを行っている。

5.2.3 土地利用の歴史

山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。

特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付二関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。

明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。

そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2016年からの第3次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「森林資源の多面的利活用の推進」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

5.3 森林管理の概要

5.3.1 管理組織の構成

山梨県森林環境部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で施業が実施されている。

5.3.2 管理システムの説明

5.3.6参照

5.3.3 全管理地域および主要な区域

県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,499haの35.4%、県森林面積347,320haの45.6%にあたる158,241haを占めている。そのうち、貸地等を除く143,000haが、本認証の対象地である。

県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。

県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、30,878であり、平均面積はそれぞれ161.80ha、5.12haである。

5.3.4 森林構成および森林生産

1.4.3-5も参照。

山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯(暖温帯、標高600m以下)の常緑広葉樹林(シラカシ林)、山地帯(冷温帯、標高600~1,800m)の落葉広葉樹林(ブナ林)、常緑針葉樹林(ウラジロモミ・コマツガ林)、亜高山帯(亜寒帯、標高1,800m~2,400m)の常緑針葉樹林(シラベ・オオシラビソ林)、高山帯(寒帯)の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。

人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ15%、シラベ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した10齢級から11齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。

林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。

5.3.5 管理目的

県有林の管理にあたっては、県有林を取り巻く諸情勢や現状を踏まえ、次の2点を基本方針としている。

○国際基準に基づく森林管理の推進 — 県有林が有する多様な森林の機能を充実強化する森林づくりの推進 —

FSCが定める原則、規準に基づき木材の供給をはじめ生態系の多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、風致等の県有林が有する多様な森林の機能の充実強化に向け、土地利用区分に応じた森林づくりを推進します。

○森林資源の多面的利活用の推進 — 「材」・「エネルギー」・「場」をキーワードとした県有林の多面的利用の推進 —

「やまなし森林・林業振興ビジョン」実現の中核として、FSC認証材の販売促進や造林・搬出作業の低コスト化、観光・レクリエーション利用の促進などにより県有林の多面的利活用を推進します。

また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。

(1) 国際基準に基づく森林管理の推進

①環境・社会・経済が調和した持続可能な森林管理

②水を育む森づくり

③富士山世界遺産等における森林景観への配慮

④シカ被害対策の推進

(2) 森林資源の多面的利活用の推進

①2020東京大会を契機としたFSC認証材の販売促進

②造林・搬出作業の低コスト化

③森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出

5.3.6 林業／森林管理システム

5.3.6a 概要

県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。

主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材(10.5cm角以上)、集成材利用適寸材(10.5cm角以上)、広葉樹家具・木工用材(丸太径30cm以上)とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。

樹種	利用末口 径級 (cm)	利用 径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

5.3.6b 更新

人工植栽による更新: 38,000 ha

天然更新: 105,000 ha

5.3.7 基本的な収穫技術

収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。

5.4 持続的収穫

5.4.1 年間可能伐採量 (m³/年)

340,154 m³

5.4.2 収穫予想の基となる前提およびデータ

県有林の森林簿を基に、収穫予想表を使用して短中長期的な収穫計画を立てている。

5.4.3 量、種に関する年間収穫の理論

標準伐採量および標準更新面積は、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出している。保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行う。人工林については、利用径級以上のものを伐採対象とする。現在の標準伐採量は75,000m³/年と計算されており、年間成長量340,154m³/年を下回り、森林収穫の保続には影響はない。

5.4.4 過去の生産

平成14年度	27,008 ^{m³}
平成15年度	32,208 ^{m³}
平成16年度	31,367 ^{m³}
平成17年度	47,165 ^{m³}
平成18年度	51,106 ^{m³}
平成19年度	41,583 ^{m³}
平成20年度	42,702 ^{m³}
平成21年度	54,268 ^{m³}
平成22年度	53,663 ^{m³}
平成23年度	58,675 ^{m³}
平成24年度	54,661 ^{m³}
平成25年度	50,868 ^{m³}
平成26年度	62,390 ^{m³}
平成27年度	57,741 ^{m³}

5.4.5 現在の生産

平成28年度 64,217^{m³}

5.4.6 計画されている生産

上記標準伐採量に基づいた量での伐採が行われる予定。単年度での増減はあるが、中期的には標準伐採量を超えない伐採量となる計画。

5.5 環境及び生物多様性

5.5.1 生物多様性上重要な場所の概要

山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県(富士川)や神奈川県(相模川)、東京都(多摩川)など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。

気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。

年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。

地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。

植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。

豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。

5.5.2 存在する高い保護価値の説明

9.1.1参照

5.5.2a 保護価値の高い場所の面積

保護価値の高い森林面積: 295.48ha

保護区面積: 20,000ha

5.5.3 化学薬品の使用—前年の全ての化学薬品の使用量記録及び使用の理由

2016年度は以下を忌避剤として使用した。

コニファー(ジラム水和剤): 3,850ℓ

ランテクター(全卵水和剤): 63kg

ヤシマンNCS(カーバム剤): 551ℓ

グリーンガード(酒石酸モランテル液剤): 151ℓ

5.6 社会及び地域の事項

山梨県の人口は83万4千9百人(平成28年10月時点)であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、3月のモモの花の時期には多くの人々が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。

四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地であり、避暑地としても名高く、夏には多くの人々が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。

5.7 モニタリング活動の概要

森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域(北杜市須玉町の塩川ダム上流域)で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。

また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レインジャー、富士山レインジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。

成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。

5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。

各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。

5.8 その他の活動

5.8.1 管理地域内で行われている林業以外の活動の概要

登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。

5.8.2 影響

森林管理への影響は基本的にない。

5.9 製品の追跡、識別

5.9.1 評価された森林からの、認証・非認証製品が混入するリスクの鍵となる場所

立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。

- 5.9.2 管理システム - 原料の流れを管理するためのシステムと文書**
県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。
- 5.9.3 認証森林製品の識別**
立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。
市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。
- 5.9.4 森林・COCの認証対象が終わる点**
立木での販売または市場での販売である。
- 5.9.5 森林管理者による二次加工**
山梨県は加工を行っていない。
- 5.10 地図**
付属文書参照
- 5.11 認証範囲からの除外及び部分認証**
除外 (FMUの一部が除外されている)
部分認証 (認証申請者 (取得者) が、その他のFMUに関して一定の責任を持つ)
所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林とその面積については基本情報1.4.17 参照。
- 5.11.1 FSC-POL-20-003 認証範囲からの特定地域の除外**
除外されている地域はないため、この指針については評価対象外。
- 5.11.2 FSC-POL-20-002 「大規模森林所有者の部分認証」について評価されたFMUがあるか。**
貸地は、他の組織に貸与されており、県の管理外にある。土地は県が所有しているが、上木は他の組織や人が所有している。したがって、県は森林を管理する権利がない。この制度は、土地を持たない人々が土地を借りて木を植え、管理することができるように、日本では非常に一般的である。認証申請者と同じ法人が所有する別の森林における管理が、FSCの原則と規準に遵守する意欲や義務を欠如しているとの証拠はない。
- 5.11.3 認証対象の活動や製品と、非認証対象の活動や製品について取り間違えを防ぐために整えられている管理方法についての説明:**
森林は他の団体や人々によって所有されているため、他の所有者の森林と同じように、山梨県が貸地から木材を収穫または輸送することは不可能である。したがって、認証材と非認証材を混ぜ合わせる機会はない。県は、県有林の木材だけを認証材として収穫して輸送する。

付属文書1 森林管理規格

適合規格バージョン:
2.1
地域/国:
日本
適合日:
2014年5月
前回審査以降の規格変更概要:
今回の審査で使用された規格(バージョン2.1、2014年5月)は2014年5月に更新された。付属文書III(ワシントン条約記載樹種)が更新された。

NB - this checklist should be used in conjunction with the verifiers and guidance in the Woodmark Generic Standard

A		セクションA: FSC® トレードマーク要求事項 FSC-STD-50-001 認証取得者によるFSCトレードマークの使用に関する要求事項	採点対象外	
A.1.		すべての認証製品用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項を満たしている。 例: 丸太へつけるタグに使用するラベルはウッドマークにより2009年5月5日に承認されている。		
	更新	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
A.2.		すべての広告宣伝用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項を満たしている。 例: 請求書の雛形に使用するトレードマークはウッドマークにより2009年2月4日に承認されている。		
	更新	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。22件の申請があった。例: 2017年7月12日承認 やまなし県議会だより、2017年3月8日承認 案内板	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
規格番号		基準	得点	改善要求

SCORING SUMMARY	
FSC原則#1: 法律とFSCの原則の順守 森林管理は、日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を順守する。また、「FSCの原則と規準」にも従う。	
FSC原則#2: 保有権、使用権および責務 土地や森林資源に関する、長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。	
FSC原則#3: 先住民の権利 先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有、利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。	
FSC原則#4: 地域社会との関係と労働者の権利 森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的、そして経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。	
FSC原則#5: 森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。	
FSC原則#6: 環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。	

FSC原則#7:管理計画 森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。	
FSC原則#8:モニタリングと評価 森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。	
FSC原則#9:保護価値の高い森林(HCVF)の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行わなければならない。	
FSC原則#10:植林 植林は、原則の1から9及び原則10とその規準に従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的、そして経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、自然林の管理を補助し、自然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。	

1		FSC原則#1:法律とFSCの原則の順守 森林管理は、日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を順守する。また、「FSCの原則と規準」にも従う。		
1.1		FSC規準1.1:森林管理は、全ての国際法、国内法及び各自治体の条例や行政的要求事項を順守する。		
1.1.1		森林管理に関連した国や地域の法律、行政上の要求事項に関して違反をしている証拠はない。		
	更新	以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。 森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然環境保全法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農薬取締法 種苗法 分取林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
1.1.2		森林管理者は、関連する行動規準、指針、合意等に対する認識を有している。		
	更新	十分に認識している。管理者への聞き取りで確認した。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
1.1.3		関連する行動規準、指針、合意等の精神に従っていないという事実はない。		
	更新	従っている。管理者への聞き取りで確認した。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
1.1.4		法関係の書類は保管され、少なくとも一人は法令集の管理や更新に責任をもつこと		
	更新	本庁で保管している。維持更新は担当の加戸氏を中心に県職員が行っている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

1.1.5		関与する法令等については従業員・作業員への周知を図ること	
	更新	変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。 「森林法等の一部を改正する法律の施行等に伴う林野庁長官通知等の一部改正について(通知)」H29.3.31(森林環境部長より県有林課長、各林務事務所長への通知)を確認。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.2		関連する法的に規定された料金、ロイヤルティ、税そして他の費用は、全て払わなければならない。	
1.2.1		森林管理者は料金、特許権使用料、税金そのほかの該当する費用等の支払い証拠を提出することができる。	
	更新	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。固定資産税に代わるものとしての意味合い。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所で保管。恩賜林保護団体への交付金の支払い書類として支出命令書1600035(平成28年度面積割交付金について H28.11.17)の起案を確認。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3		CITES(ワシントン条約)、ILO条約、ITTA(国際熱帯木材協定)、生物多様性条約等の国際的取り決めへの加盟国は、それらで、規定されているすべての事項に従わなければならない。	
1.3.1		森林管理者はその地域のワシントン条約(CITES)を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	NA
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.2		森林管理者はその地域に該当するILO条約を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。以下のILO条約の実行は、認証の為に最低限の条件である。第29号、第87号、第97号、第98号、第100号、第105号、第111号、第131号、第138号、第141号、第142号、第143号、第155号、第169号、第182号、林業労働における安全衛生に関するILO行動規程、勧告135号・最低賃金決定・1970年。	
番号		★…日本が批准した条約	
★29		強制労働、1930年	
★87		結社の自由及び団結権保護、1948年	
97		移民労働者(改正)、1949年	
★98		団結権及び団体交渉権、1949年	
★100		同一報酬、1951年	
105		強制労働廃止、1957年	
111		差別待遇(雇用及び職業)、1958年	
★131		最低賃金決定、1970年	
★138		最低年齢、1973年	
141		農業従事者団体、1975年	
★142		人的資源開発、1975年	
143		移民労働者(補足規定)、1975年	
155		職業上の安全及び健康、1981年	
169		原住民及び種族民、1989年	
★182		最悪の形態の児童労働、1999年	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。みな小規模事業者なので労働組合はないと思われる。 森林整備組合、素材生産業者組合があるため、要望があればそれらの組合から県に意見が提出される。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.3		児童労働は行われていない。最低年齢は守られている。	
	更新	児童労働は行われていない。現場確認、管理者への聞き取りで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.4		最低賃金は守られている。	
	更新	最低賃金は守られている。 労働基準監督署が県内事業者の賃金調査を行っている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.5		強制労働や借金による拘束は行われていない。	
	更新	強制労働や借金による拘束は行われていない。管理者、森林作業員への聞き取りで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.6		森林管理者はその地域のITTA (国際熱帯木材協定) を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	日本はITTAに調印しているが、当地域では熱帯木材の取引はないため、該当しない。	NA
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.7		森林管理者はその地域に該当する生物多様性条約を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	国・県のレッドデータブックに従い、貴重な動植物の保護が図られている。なお、県のレッドデータブックは今年度末更新予定。事業者と職員に対して、希少種の研修を毎年行っている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.3.8		他の国際協定も順守されている。	
	更新	その他特に該当する国際協定はない。	NA
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.4		法令と「FSCの原則と規準」とが整合しない場合は、認証の目的に沿って、認証機関及び関連組織により状況に応じた評価がされなければならない。	
1.4.1		法律、規定と「FSCの原則と規準」の間の摩擦は森林管理者によって特定され、これは認証審査チームの承知事項でなければならない。	
	更新	公務員の団体交渉権は法律で認められていないが、労働者の権利は国内法(労働基準法)で守られている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.5		対象となる森林管理地域は、不法伐採や移住、またその他の無許可の行為から保護されなければならない。	
1.5.1		管理対象の山林は、森林管理者または使用权を持つ地元の人々の管理下でない収穫などの行為(植民、違法収穫、密猟など)から保護されている。	
	更新	保護団体(財産区や保護組合)による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が行われている。 森林巡視事業で巡視員を指名して巡視している。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視/パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.5.2		未許可の行為を発見・阻止するシステムが存在する。	
	更新	保護団体(財産区や保護組合)による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が行われている。 森林巡視事業で巡視員を指名して巡視している。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視/パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.5.3		管理者は森林における違法または未許可の行為を阻止する対策を実行している。	
	更新	上記システムが実施されている。現地でのインタビューで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.6		森林管理者は、「FSCの原則と規準」を長期にわたり厳守することを証明しなければならない。	
1.6.1		森林管理者は長期にわたってFSC原則と規準に従うこととする声明を文書化しなければならない。	
	更新	第3次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

1.6.2		森林管理者は管理下にあつて認証審査の範囲に含まれていない場所について示さなければならない。	
	更新	他団体への貸地等は管理下でない。図面上カタカナ表示で示されている。貸地等の除地は15,241ha。	NA
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2		FSC原則#2:保有権、使用権および責務 土地や森林資源に関する、長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。		
2.1		対象となる土地を長期にわたり森林として使用する権利(土地の所有権、慣習上の権利、賃貸契約など)が明確に証明されていなければならない。		
2.1.1		法的所有権または保有権の証明が可能で、争議の対象になっていない。		
	更新	恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
2.1.2		法的な境界線を明確に表した地図がある。		
	更新	境界延長は2,544kmある。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
2.1.3		森林管理を行っている土地の長期的維持に努めている。		
	更新	長期的に維持する方針である。 林地を道路用地等、公共・公益利用に提供することがある。その際の売り払い代金を県有林基金とし、他の場所を買い付けることにより、合計面積を減らさないようにしている。 第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されている。この5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
2.1.4		地域社会が慣習的に所有するか、もしくは占有して使用している土地の集団的所有や管理について、明確で、信用でき、公式に認められた証拠がある。これは地域社会自身によって認められている。		
	更新	地域社会が慣習的に所有したり占有したりする土地の集団的所有権や管理権は所持しないので、該当しない。	NA	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
2.2		地域社会(住民)の法的、慣習的保有権あるいは使用権は、地域社会(住民)が森林施業を行う上で必要な権利や資源が確保される範囲で行使されるべきである。ただし、地域社会が、自由意志により、同意を行った上で、管理を他の機関に委託した場合を除く。		
2.2.1		地域社会の森林資源全ての法的又は慣習的保有権または使用権は、森林管理者によって明確に文書化・地図化されている。		
	更新	山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
2.2.2		地域社会の森林資源全ての法的または慣習的保有権または使用権は、森林管理計画とその実践において認められ尊重されている。		
	更新	同上。尊重されている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

2.2.3		地域社会の権利と資源を保護するために必要な範囲内で、森林管理者は地域社会に森林施業の管理権限を委譲している。	
	更新	山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。保護団体には交付金が支払われている。交付金支払い記録として2016年11月17日の「支出命令書」を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2.3		保有権についての主張や使用権に関する論争を解決するため、適切な手段が講じられなければならない。認証評価の際には、あらゆる未解決論争についての詳細や状況が全て考慮に入れられる。重大な利害関係を含む重要な論争が未解決の場合、通常、管理に関する認証は不的確とされる。	
-----	--	--	--

2.3.1		森林管理者と地域社会間の保有権・使用権の争議を解決するために相応しいシステムが存在する。	
	更新	「やまなし創造提案便」にて、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。✓ 広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2.3.2		地域社会と森林管理者との間の保有権・使用権の争議の際には、争議解決システムが尊重されている。	
	更新	上記システムが尊重されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2.3.3		地域社会と森林管理者間の土地の権利に関する争議で、地域社会の将来的な権利を保証しない森林管理業務は、争議の解決をみるまでは停止されることを規定する管理指針や手順が存在する。	
	更新	境界確定は所有者立会いの下で行うために、この数十年は境界に関する争議はない。そのため争議があった際に森林施業を停止する事は文書化はされていない。ただし争議があった場合は、解決するまで事業を発注しないことをインタビューで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2017.3

2.3.4		森林管理の目標、目的を侵害しない範囲において、法的あるいは、慣習的権利を有さない地域社会に対しても、森林資源にアクセスできるよう、努力が図られている。	
	更新	植物採集その他学術調査等の特定の場合には入山許可が必要(恩賜県有林財産内入山許可申請取扱要領にて第3条)。それ以外は自由に登山可能。登山道管理、観光は各市町村等に任されている部分もある。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2.3.5		保有権・使用権に関する未解決の重大な争議は見当たらない。	
	更新	争議はない。管理者、利害関係者への聞き取りで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

3		FSC原則#3:先住民の権利 先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有、利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。		
3.1		先住民の土地やテリトリーについては、先住民が森林管理の統御を行えるものとする。ただし、先住民が、自由意志により、情報に基づいた同意をしたうえで、管理を他の機関に委託している場合を除く。		
		日本の先住民として知られているのはアイヌの人々であり、北海道ではこの問題が出てくるが、本州の関東圏とその周辺には先住民がいない。したがって原則3は該当しない。		
3.1.1		管理区域の付近に住む、移住性のグループを含む全ての先住民や伝統民の独自性、居住地、人口は森林管理者により文書化されている。		
3.1.2		管理区域内の土地、テリトリー、または習慣的権利に関する全ての要求事項は文書化され明確に地図化されている。		
3.1.3		関係する地域社会は自分自身を先住民または部族と認識している。		
3.1.4		上の規準3.1.2で地図化される地域においては、その土地、テリトリーまたは習慣的権利を要求する先住民の、情報に基づいた自由意志による同意がないかぎり、いかなる種類の森林管理施業も行われない。		
3.2		森林管理は、直接的あるいは間接的を問わず、先住民の使用資源を脅かしてはならないとともに縮小してはならない。		
3.2.1		先住民の土地付近において、管理外の施業であっても、そのような作業が行われる前には、地域社会の有する潜在的な土地利用を調べ、地域社会の監視の下、物理的に明確な境界を定めなければならない。		
3.2.2		森林施業が及ぼす、先住民の資源や権利への直接的・間接的な影響について文書化しなくてはならない(例:水源、野生生物の攪乱)。		
3.2.3		森林管理が及ぼす、先住民の資源や権利への侵害や直接的・間接的な影響を防止するために、文書化された適切な方針と手順を所持しなくてはならない。		
3.2.4		生活に必要な不可欠な資源の伝統的な入手権および伝統的活動は認められている。		
3.3		FSC規準3.3:先住民にとり、文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味をもつ特別な土地に関しては、先住民との間で明確に確認されなければならない。また、森林管理者はこれを承認するとともに、保護しなければならない。		
3.3.1		森林管理を始める前までに、管理区内における考古学的、宗教的、歴史的、その他文化的に重要な土地の特定、記録、地図化に関する方針と手順は文書化され、実践されている。		
3.3.2		方針と手続きには、そのような土地の確認に先住民が参加することも含まれている。		
3.3.3		森林管理施業(例:収穫、林道建設など)が行われる間に実施される、そのような土地の特定と保護に関する方針と手順は文書化され実践されている。		
3.3.4		特定された土地の適切な保護や管理に関する方針や手順は、文書化され実践される。		
3.3.5		そのような土地の保護や管理に関する全ての計画は、先住民の代表の、情報に基づいた十分な賛同を得なくてはならない。		

3.4		先住民は、彼等が持つ森林に生息する種の利用方法や、森林の管理方法に関する伝統的な知識が使用された場合には、それらについての代償を受けなければならない。この代償については、森林管理を開始する以前に、先住民の、自由意志による、情報に基づいた正式な同意を得なければならない。		
3.4.1		管理者は森林施業への伝統的な知識の適用について全て記録している。(例:森林生物種の使用または管理システムに関して)		
3.4.2		地域社会は、そのような適用から生じる森林管理主体への潜在的な商業的利益を含めて全て、説明を受けている。		
3.4.3		地元社会は、事前合意にもとづき、そのような適用について十分に補償されている。		
4		FSC原則#4: 地域社会との関係と労働者の権利 森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的、そして経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。		
4.1		森林管理区域内の地域社会、もしくは隣接する地域社会に、雇用、訓練そして他のサービスを受ける機会が与えられなければならない。		
4.1.1		地元または森林に依存している人々には雇用や訓練の機会が等しく与えられなければならない。		
	更新	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は52社(登録社数100)である。研修の案内はメール等で事業者者へも案内。38事業者の参加実績。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2016年度は、環境教育指導者研修等の基礎研修2回、職員や市町村業者対象の専門研修が27回、緑の雇用現場技能者育成研修等の技術者養成研修は10回行われた。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
4.1.2		森林管理主体の規模、種類、場所に相応な範囲で、地域社会の住民に健康や教育といった基本的なサービスを提供しなければならない。		
	更新	県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。活動主体は地域の団体である。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。遊歩道の管理は県が行っている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
4.1.3		労働者は雇用、昇進、解雇、報酬および雇用に関する社会保障において差別されてはならない。		
	更新	請負業者へのインタビューで確認している限りでは差別は確認されなかった。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
4.1.4		被雇用者または請負者の収入は同じ地域の同様の職業と比較して最低限同じでなければならない、また定められた最低賃金以下であってはならない。		
	更新	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。請負業者内の個人別給与支払までは監督できる立場にないが、請負業者に対しては適正な請負金額を支払っている。国で定められている作業単価をもとに積算単価を算出し請負金額を設定している。 また日々のコミュニケーションにおいて、労働条件に問題がないことを確認している。請負業者への聞き取りでも、賃金面での問題はないことが確認された。 請負業者の労働面の管理は国の労働局が管轄し管理、指導している。県に監督権限はない。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

4.2		森林管理は、労働者やその家族の健康や安全に関する全ての関連法律や関連規則を満たさなければならない。	
4.2.1		管理者は、該当する健康と安全規則を熟知している。	
	更新	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などに従っている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各地域事務所で日常的に林災防のパトロールへの同行をしている。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.2		管理者は業務内容や使用する機器による従業員への危険度査定(リスクアセスメント)を実施し、危険度(リスク)を軽減または除去するためにしかるべき処置を施している。	
	更新	林災防が研修「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。一方、前回審査後からは県有林内で2件の事故が報告されている。事件等報告書を確認した。一つは集材中の丸太の移動時に起きた骨折事故、もう一つは刈り払い時のキックバックによる負傷。事故情報は登録事業者へも共有される。重大事故については指導する。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.3		従業員の業務と使用する機器に見合った安全訓練が実行されている。	
	更新	山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2016年度は、環境教育指導者研修等の基礎研修2回、職員や市町村業者対象の専門研修が27回、緑の雇用現場技能者育成研修等の技術者養成研修は10回行われた。2016年度の研修記録一覧を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.4		従業員の業務と使用する機器に見合った安全装備が支給されている。	
	更新	現地で請負業者2事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.5		管理者は、従業員が支給された安全装備を確実に使用できるよう対策を施している。	
	更新	林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。現地での聞き取りでも確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.6		管理者は、仕事による従業員の事故と死亡、そしてその原因を記録し、将来において同様の事態を繰り返さないための予防処置を立て、それを実行している。	
	更新	2016年度は2件の労災事故があった。 1. 買い受け木の集材作業中、請負業者従業員がスイングヤードで集材した材の取り外し作業中、左足を挟まれ、さらに材が動き、仙骨等を骨折。2か月の入院、治療。下方に材が動かないと思って作業をしていた。安全装備は装着していた。斜面下方での作業はしないよう指導した。 2. 請負業者従業員が下刈り作業中にキックバックで刈刃が左足にあたり、左第1趾挫創を負った。林務環境事務所として、ヒヤリハットの徹底や安全講習の徹底、安全地下足袋の使用を指導。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.7		事故の場合は補償が出る。	
	更新	県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。上記の事故には労災が適用された。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.8		全国的にみて安全衛生対策の最低限は守られている。	
	更新	守られている。現地で確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.9		労働者がキャンプで生活している場合、居住環境や栄養状態は、ILOの林業における安全衛生の行動基準に最低限従わなければならない。	
	更新	該当しない。	n/a
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.2.10		労働者の教育・訓練の場と機会を提供すること	
	更新	山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2016年度は、環境教育指導者研修等の基礎研修2回、職員や市町村業者対象の専門研修が27回、緑の雇用現場技能者育成研修等の技術者養成研修は10回行われた。 2016年度の研修記録一覧を確認した。 事業体の研修への参加率は4～5割程度から7～8割程度に向上した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.3		労働組合を組織し、雇用主との自発的な交渉を行う労働者の権利は、ILO条約第87、98で概説されているように、保証されなければならない。	
4.3.1		雇用状態はILO条約87(付録2参照)を順守している。この条約は従業員の結社の自由の権利と団結権の保護を求めるものである。	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.3.2		雇用状態はILO条約98(付録2参照)を順守している。この条約は従業員の団結権および団体交渉権を求めるものである。	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.4		管理計画や管理方法は、社会的な影響に関する評価結果に配慮がなされなければならない。森林管理により直接影響を受ける人々やグループとの協議は継続して行わなければならない。	
-----	--	---	--

4.4.1		管理者は森林管理の規模と集約度に即して、以下の項目を含めた社会的影響の評価を行っている: - 影響されるグループの特定 - そのグループとの協議 - そのグループに対する施業の主な影響の特定 - 悪影響を改善する手法の明確化 - 上記手法の効果を評価するための、そのグループへとの定期的な連絡	
	更新	一昨年度に第3次県有林管理計画の作成作業をする中で、市町村、保護団体に聞き取りを行った。第3次県有林管理計画p.273に記載されている。 知事対話では知事が、「県政出張トーク」では林務長が地元住民や団体と直接話をする機会が設けられている。出された意見については、県庁内関係所属に周知され適宜対応している。主な意見については県庁ホームページで公開している。 昨年は知事対話は林業関係の話ではなかった。県政出張トークは開催されたが、具体的に対処すべき意見はなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.4.2		管理の意思決定には社会影響評価の結果が組み込まれる。	
	更新	関係者への聞き取りを行い、第3次管理計画を樹立した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.4.3		森林管理者は継続して地元の人々および関係ある団体(男性、女性とも)に聞き取りを行わなければならない。	
	更新	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第3次管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.5		法的あるいは慣習的な権利、財産、資源、地域住民の所有する家畜などに対し損害を与えた場合における、苦情の処理及び公平な補償が行えるよう適切な方法が整備されていなければならない。このような損害を回避する手段がとられなければならない。	
-----	--	--	--

4.5.1		苦情を解決する適切なシステムは文書化され、実践されている。	
	更新	書面にて、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 「やまなし創造提案便」にて、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。 広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.5.2		地域の法的・習慣的権利、領地、資源または生計がダメージを受けた場合に、地域住民に公正な補償を行う適切なシステムが存在し、実践されている。	
	更新	必要なときは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。ケヤキの枝が風で落ち、民地のフェンスを倒してしまったときには県で所有者に補償をした(H28.10発生)。補償起案書を確認。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.5.3		固有の伝統的な土地またはその近くに存在する、固有の伝統的な資源に対して与えた故意でないダメージは、その土地の伝統的な地域社会自身が同意した方法により補償されなければならない。	
	更新	該当しない	n/a
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

4.5.4		同意や承諾を得るため、また財産、資源、権利、生活へのダメージを避けるための、話し合いを通じた紛争解決の仕組みが存在する。	
	更新	必要なときは県の仕組みに従って補償を行うことになっている。県の仕組みではまず話し合いを行うこととなっている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5		FSC原則#5: 森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。	
5.1		森林管理は、経済的に継続できるように努力されなければならない。またその一方で、生産にかかる全ての環境、社会そして管理費用に配慮するとともに、森林の生態系の生産性を維持するために必要な投資が確実に行われなければならない。	
5.1.1		少なくとも今年度分の予想される収入と支出を示した森林管理主体の経営計画と予算がある。	
	更新	恩賜県有財産特別会計の予算書がある。事業別歳入歳出内訳を確認。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.1.2		年間予算にて予想される収入は推定される森林産物の収穫量と整合している(5.6参照)。	
	更新	収入計画内訳の書類を確認。収入は主産物売払収入、造林補助金、土地貸付料で構成。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.1.3		年間予算にて予想される収入は、地域あるいは全国標準の材価と比較して妥当である。	
	更新	予算上は、収入の金額は積み上げではなく、前年度実績から勘案し計上。事務所ごとの事業地ベースの収支シミュレーションでは、販売実績や相場から計上しており、妥当である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.1.4		年間予算には立木価格、特許権使用料または賃貸料を組み込んでいる。	
	更新	貸地等の土地貸付料を収入として見込んでいる。書類を確認。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.1.5		年間予算には原則4と6にある社会的、環境的配慮のための支出割当てが明確になっている。	
	更新	境界管理等保護管理費、林道災害復旧費、保護団体への交付金等の支出割当てが明確になっている。また森林文化の森管理費、獣害対策費用の支出割当ても明確である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.2		森林管理と林産物の流通は、森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するとともに、地域での生産物の加工を促すものでなければならない。	
5.2.1		森林管理者はその産物の一定量を、小規模な工場や加工所などの地元の会社に提供する。(関連規準として以下の5.4を参照)	
	更新	立木販売の際には落札に参加できる業者は登録業者のみである。県内業者に限らない。間伐材や一部丸太は県内市場で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.3		森林管理は、伐採や現場での加工作業に伴う廃材を最小限に抑え、他の森林資源への損傷を避けるものでなければならない。	
5.3.1		伐採中または伐採後に、残存木に過度なダメージを与えられていない。	
	更新	仕様書で求めている。林地保全として残存木へのダメージを与えないよう指導している。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。現地では問題は見られなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.3.2		材木は伐倒のあとすぐに引き出され、加工されている。	
	更新	利用するものはすぐに引き出している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.3.3		新しい林業機械は、廃材を最小限にする必要性を考慮して選択されている。	
	更新	落札業者により保有機械や作業システムは様々である。県からは入札条件に全幹集材を規定し、材の有効利用をするようにしている。また、林地の保全上問題のあるような材の残し方はしないよう求めている。業者が希望すれば端材等は別途売り払いも行う。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.3.4		木材や他の林産物の付加価値づけに努力していること	
	更新	認証材のPRのため、「やまなしの森から生まれるFSC認証材製品」のパンフレットの最新版を作成(H29.3完成)。広葉樹林に関し、一部で植栽を行っているものの今後の活用方法については検討中とのことであった。広葉樹林からの材の供給など広葉樹の付加価値付けを検討することは、県有林経営とともに地域振興との関わりも強い。広葉樹の用途や需要の可能性について情報収集や検討を行っておくことが望まれる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2017.1

5.3.5		伐採や運材作業において、林床植物の残存や土壌の攪乱防止など林内生態系の維持や土壌肥沃度の保持に配慮すること	
	更新	現場審査で確認をした限り、ウィンチ集材作業、機械の林内走行では林地のかく乱はなかった。皆伐地における地拵えでは枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定しており、現場でも確認された。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。広葉樹は可能な限り残しておくことも仕様書に記載されており、現場監督の指導もある。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.3.6		利用できない残材は、生物多様性の確保や土壌侵食防止上必要となる場合には作業現場に残しておくこと	
	更新	利用できない材は林地に残している。地拵えに使用している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.4		森林管理は、地域経済の活性化と多様化に努め、特定の林産物だけに依存することを避けなければならない。	
-----	--	---	--

5.4.1		管理者は知名度の低い樹種、非木材林産物(NTFPs)、森林レクリエーション等を含めた、森林の潜在的な製品やサービスについて情報を持っている。	
	更新	キノコ、ナナカマド等の林産物等は保護団体へ売り払いしている。すべての販売量は記録されている。3つの森林公園、12箇所の森林文化の森がある。森林公園の指定管理者が各種プログラム、ワークショップを企画、提供している。遊歩道の管理は県が行っている。金川の森で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。青木ヶ原樹海のエコツアーもある。多くの登山客や観光客が訪れている。財団法人オイスカが実施する富士山の森づくり事業では県はフィールドを提供している。昨年は約200人規模のボランティアを受け入れた。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.4.2		管理者はこれらの製品やサービスの地域経済での(商業上または生活上の)役割を認知している。	
	更新	認知している。インタビューで確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.4.3		管理者は自らまたは地域の企業による知名度の低い樹種や非木材林産物の利用の可能性を評価している。	
	更新	昨年度頃からシラビソが矢板用として富山県に販売されている。用材林に利用度の低い広葉樹等の樹種を試験的に植栽している場所がある。まだ年数が経っていないため利用できる段階ではないが、今後の利活用を検討したい。有用広葉樹一覧表は管理計画書にまとめてある。県内でも、木質バイオマス発電施設の設置がいくつか計画されている。一般的に、木質バイオマス発電所の計画が確定し、移動すると、周辺地域の木材の価格や流通、また木材生産の方法が大きく変容する。現状では林業が単独で振興することは難しく、大手需要先と共存共栄することが不可欠である。バイオマス発電もそうした新たな需要先であることは確かで、この新たな需要先に対して県有林経営にも少なからず影響があることを考慮し、現在計画されている木質バイオマス発電所の詳細や他地域の状況など、情報収集を行っておくことが望まれる。さらに、県有林が私有林経営をどのように支援できるかも含め、バイオマス需要への対応方法を検討しておくことが望ましい。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

2017.2

5.4.4		管理者は地域の企業による知名度の低い樹種や非木材林産物の使用を、それが他の管理目標を危険に晒さない限り奨励している。	
	更新	山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.5		森林施業は、森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を認識し、維持し、必要に応じて高めていくものでなければならない。	
-----	--	--	--

5.5.1		森林管理者は流域内でのその森林の役割や影響を評価している。(水源と漁業の維持に配慮する規準として規準6.5bを参照)	
	更新	東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識している。下流に存在する漁協は把握している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.5.2		森林管理者は漁業についてその森林の流域の上・中・下流での情報を有する。(水源と漁業の維持に配慮する規準として規準6.5bを参照)	
	更新	県の花き農水産課で内水面の漁業に関する情報は把握している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.5.3		森林計画と施業には特定された流域と漁業の価値の維持、向上が含まれている。	
	更新	管理計画p37の重点的に取り組み事項として、「水を育む森づくり」として森林整備による水資源の保護を謳っている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.5.4		レクリエーションや自然体験の場として一般開放されていること	
	更新	県内に12の森林文化の森を設置している。県内に森林公園を3箇所設置している。その他富士山及び山麓のエコツアー等、非常に多くの自然体験の場を提供している。森林ボランティアにもフィールドを提供している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.6		林産物の収穫は、それが持続できなくなるレベルを越えて行われてはならない。	
-----	--	--------------------------------------	--

5.6.1		管理の基礎たる施業システムは明確に示されている。	
	更新	第3次県有林管理計画を樹立した。施業体系は概ね従来のものを踏襲した。植栽本数は減少していく方向で検討されてきている。その中で保育の時期等の検討は今後行っていく。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.6.2		年間、そして長期(1伐期以上)の予想される収穫量のレベルは明確に示されている。	
	更新	GISと現地踏査で樹種、資源量、林道の有無を考慮し、収穫可能な森林を抽出し、具体的供給量を把握した。第3次管理計画(2016年4月から10年間)で県有林からは、10年間で75万m ³ が供給できるという集計結果になった。樹木が成長しているため、林齢構成の平準化のために伐採量を増やすことも要因に入っている。 緊急的に伐採が必要になるときは微増することもあるが、基本的には計画量に沿った伐採を行う予定。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.6.3		永続的に維持できる林産物収穫という点において、管理計画の基礎となる予想される収穫量のレベルは明らかに正当である。	
	更新	第3次県有林管理計画では齢級別森林資源表において年間成長量が340,154m ³ と算出されている。今後10年間の計画収穫量は750,000m ³ (年間75,000m ³)であり、生産量は成長量を下回り永続的な収穫には問題ない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.6.4		主要商業種の更新、成長、蓄積量、品質、サイズ分布等に関する提示条件は全て明確であり、地域での最も有効な調査・目録データと同様である。	
	更新	第3次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿には小班の測量データが入力されており、毎年更新しているため、正確である。更新データは、毎年林務環境事務所から送られ、それをシステムに反映させる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

5.6.5		予想される長期の収穫量レベルは、これまで行われてきたいかなる特別な森林の取り扱いを考慮しても、地域の持続的な生産量を上回らない。	
	更新	成長量を上回る伐採はない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6		FSC原則#6: 環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。	
6.1		環境へ与える影響の評価は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ徹底して行なわれなければならないとともに、管理システムの中に十分に組み込まれていなければならない。評価は、現場設置型(オンサイト)加工設備による影響から、景観レベルでの影響までを含めて、配慮されなければならない。環境への影響は、作業開始前に評価されなければならない。	
6.1.1		林地を攪乱するいかなる作業が行われる前にも、適切な環境影響評価が行われるためのシステムが明記されている。そのシステムは、 - 森林管理の規模と強度にふさわしく、 - 景観レベルの配慮を行い、 - 影響を受ける資源の特殊性に見合うものである。	
	更新	県有林環境調査要領がある。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。各訪問現場で確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.1.2		影響評価結果をその後の施業へ反映するシステムがある。	
	更新	現場審査で訪れた422ほ1林小班では、環境調査チェックシートでの環境影響評価で、フッキソウの群落が確認された。そのため、群落範囲をマーキングし、その一帯は植栽しないこととした。環境影響調査の結果を施業に反映することができている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2a		希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地(例えば、営巣地や採餌場所など)を保護する手段がとられなければならない。	
6.2.1		最も有効な情報に基づき、希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息域(例えば、営巣地や採餌場など)の存在の可能性が評価されている。	
	更新	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2017年度末に更新版を発行予定。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.2		貴重種がいる、またはいる可能性がある場所を特定し、地図化している。	
	更新	GISに情報としては入っているが、外部には公開していない。 「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.3		貴重種とその生息域を保全するための効果的な方法が文書化され実践されている。	
	更新	環境影響評価要領を改定し、県有林環境調査要領として制定した。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。請負業者に対しては希少種の研修を行っている。 現場審査で訪れた422ほ1林小班では、環境調査チェックシートで、フッキソウの群落が確認された。そのため、群落範囲をマーキングし、その一帯は植栽しないこととした。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2b		保全区域及び自然保護区は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じて設置されなければならない。	
6.2.4		生物多様性について地域的に特に重要な場所は地図に明記され、収穫や他の林地の攪乱から守られている。	
	更新	自然環境保全図(15万分の1)にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 事業図にも反映されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.5		少なくとも森林の10%は保全地帯とされ、地図に明記され、生物多様性を主要な目的として管理される。	
	更新	管理計画p.233。第3次管理計画(2016年4月1日-2026年3月31日)では、公益林の面積は105,000ha(73.4%)となっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.6		少なくともこの区域の半分(つまり、全森林の5%)は保護区とされ、地図に明記され、全ての商業的な収穫から保護される。	
	更新	管理計画p217にて厳正保存地域(19,764,ha、約13.8%)を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然環境保全地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.7		保全地帯と保護区の選定は、生物多様性の維持と向上への貢献を最大限にする可能性という点において正当である。	
	更新	これらの地域は、保全価値及び様々な特徴の保護機能に基づいて選択されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.8		保護区は森林に存在する全ての生態系の代表例を含む。	
	更新	山梨県全土の標高の低い地域から高い地域まで多様な生態系を含んでいる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.9		主要な生物種の保護区と施業区間の移動は、非伐採林地のコリドーの維持により促進されている。コリドーは溪流沿いに形成され、斜面から尾根を越えて伐採の対象とならない大きな林分に連絡している。	
	更新	バッファゾーンや保全地帯、保護区の繋がりがコリドーとして機能する。厳正保存地域に隣接する林分を保護樹帯として指定している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2c		不適切な狩猟、釣り、仕掛け罠、採集は取り締まらなければならない。	
------	--	----------------------------------	--

6.2.10		狩猟、漁業、罠猟、採集等の管理システムは文書化されている。	
	更新	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。狩猟対象鳥獣はツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、キツネ、イノシシ等である。山梨県では狩猟の管理を行っており(県有林課ではない)、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。ツキノワグマも県の設定した上限数(70頭/年)の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.2.11		保護対象種の狩猟や罠猟を防止する仕組みがある。	
	更新	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。みどり自然課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。この仕組みの中で保護対象種は守られている。保護対象種の狩猟の報告はなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.3		生態的機能や価値は、以下に記載するものを含め、現状が維持されるとともに高められ、あるいは復元されなければならない。 a) 森林の更新及び遷移 b) 遺伝的、樹種、及び生態系の多様性 c) 森林生態系の生産性に影響を与える自然循環	
6.3.1		採用されている施業システムは森林生態に対し適切である。	
	更新	管理計画p.56以降に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。資源循環林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。現地審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.3.2		小さな皆伐区や択伐を用い、多齢層の林分構造へ誘導するシステムが検討されている。	
	更新	第3次県有林管理計画p.56, p.57ページに記載。10haを皆伐面積の上限とし、土砂流出防備保安林等一部の指定地では5ha以下としている。しかし実際の皆伐面積は5ha以下の箇所が多い。針広混交林化する公益移行林については原則非皆伐としていることが管理計画p.70に記載されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.3.3		施業システムに対し適合すれば、林分規模、形、種構成、そして新植と伐採の時期などが異なった区画の混和を、景観との調和を保ちながら目指さなければならない。	
	更新	管理計画p.260「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.3.4		伐区の規模は、その地域や林型のもつ自然の動的条件と合致している。(林学的に明快な理由がない場合)	
	更新	管理計画p.56以降に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。資源循環林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。現地審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.3.5		全ての自然発生樹種が一伐期間にその森林内で確実に更新するよう、全体の森林管理が設計されている。	
	更新	天然更新は行われていないが、皆伐後は確実に植林をして更新している。また、自然発生の有用広葉樹は残し植栽木と同等に扱うよう管理計画p.58に盛り込んだ。 天然更新が120haほど計画されている。管理計画で確認した。保安林でなく、ヒノキ、スギでないカラマツ林(一部アカマツ林)が対象。周辺で天然更新が見られた場所で設定。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.3.6		択伐や間伐の方法は、遺伝子型の多様性を保つよう設定されている。	
	更新	苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産の指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.3.7		生物多様性は河川・溪流沿いの植物や岩角地、沼地、荒地の植物など、脆弱で微妙な生息地の保護によって常に維持されている。	
	更新	河川沿いは保護地帯とされる。河岸地域や周辺生息域では伐採活動が制限されている。その他貴重な生態系の場所は保護されている。多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。ここでは予想される様々な樹種がすべて見られる。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.3.8		倒木・枯損木などの動物生息地は保たれている。	
	更新	保護地域に限らず、支障がなければ、倒木・枯損木は残されている。人が入る場合に危険が想定される箇所のみ伐っている。事業者にもそのように指示している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.4		その景観に含まれる現存の代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態で保全されるとともに、地図上に示されなければならない。	
6.4.1		その景観に含まれる現存の代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態で保全されるとともに、地図上に示されなければならない。(6.2.8も参照)	
	更新	自然環境保全図にまとめられている。自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。管内図にも記載されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5a		侵蝕の抑制、林道建設、そして他の全ての機械による被害を最小限のものとするガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
6.5.1		新しい林道・作業道の建設と改修には文書化された方針と手順がある。	
	更新	林業専用道は林道規程(国)にのっとって実施している。また、山梨県林業専用道作設指針、山梨県森林作業道作設指針もあり、両者に従っている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.2		<p>新しい林道・作業道の設計と建設に関する方針と手順には、次の事項が含まれている：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 河川・溪流が明記された地形図を使い、前もって新しい林道・作業道を計画する。 - 林道・作業道は地形に合わせて自然の改変を最小限に抑える。 - できる限りにおいて、林道・作業道は平坦地や緩斜面に設定する。 - 傾斜の強い狭い谷や滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や溪流沿いの地域での林道・作業道建設を最小限にする。 - 環境的に脆弱な地域には林道・作業道を設定しない。 - 盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 - 排水溝や暗渠は浸食を最小限にするよう設定する。 	
	更新	89林班付近で敷設中の道を確認した。表層水を排水するための処理、路面を覆う素材、排水溝等の林業専用道作設指針の内容について確認した。今回の現場審査で確認をした限りでは搬出路に適切に排水処理を施していた。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.3		機械操作者は十分な訓練を受け土壌侵食からの保護に関する要求事項を理解している。	
	更新	<p>請負業者が林道を建設する。資格を保有している。</p> <p>安全衛生面や計画通り実施しているかどうかの研修、また現地確認を行っている。</p> <p>設計・監督は県で行い、それに沿って業者が施工する。県では施工後の検査も行っている。</p> <p>上記に加え、作業道の作設研修を行っている。路網開設・維持作業研修、オペレーター育成研修、基礎知識、計画施工などの研修が県により実施されていたことを実施記録で確認した。</p> <p>審査中に作業員2グループへのインタビューを行い、理解を確認した。</p>	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5b		水資源の保全のためのガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
------	--	--------------------------------------	--

6.5.4		<p>新しい林道・作業道の設計と建設に関する方針と手順には、水資源の保護に関する次の事項が含まれ、順守実践されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 河川・溪流との交差は作業前に計画され地図に明記される。 - 河川・溪流との交差は最小限に抑える。 - 河川・溪流に対して直角に交差させる。 - 谷間の林道と小道は、河川・溪流からできるだけ離す。 - 魚の移動を妨げず、魚に不適当な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 - 排水は自然の河川・溪流に直接流れこまないようにする。これが適用不可能であれば、定期的に採泥される沈砂池を設置する。 	
	更新	河川・溪流と交差する場合、通常は湧水であれば側溝、小溪流があるときは洗い越し、溪流があるところは橋をかけるようにしている。魚が生息するような箇所では交差させない。今回の審査では河川を渡る現場はなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.5		新しい林道・作業道は河床に建設されていない。河床にすでに作られた林道・作業道は閉鎖され、代わりが建設される。	
	更新	河床に建設された林道は見られなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.6		収穫を行わない緩衝地帯(バッファゾーン)を全ての恒常的な河川・溪流沿いに作っている。	
	更新	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。今回訪問した現場では河川沿いの場所は見られなかったが、移動中に観察した河川ではバッファゾーンが維持されていることを確認した。バッファゾーンの伐採の証拠は見られなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.7		沈泥などの水資源への影響は見られない。	
	更新	今回訪問した現場では河川沿いの場所は見られなかったが、移動中に観察した河川では見られなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5c		伐採時の森林損傷を最小限化するガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
------	--	---	--

6.5.8		収穫と搬出の際の森林へのダメージを最小限に抑える方針と手順が明記されている。	
	更新	仕様書に基づいて行っている。林地保全を指導。また公売条件にも含めている。現場審査では、間伐・皆伐等伐採活動によって付けられた傷は見られなかった。177,432,422,89,80,93,63林班を訪問し実行を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.9		方針と手順には次の事項が含まれ、実践されている: <ul style="list-style-type: none"> - 保護区には、その近隣で森林作業が始まる前に、少なくとも一時的に、物理的な線引きがなされる。 - 収穫機械は、決められた渡り場以外で河川・溪流に進入してはならない。 - 小枝と端材は河川・溪流に入れてはならない。 - 土壌が流れ出したら搬出は中止する。 - 必要に応じて、枝葉チップを敷く。 	
	更新	方針と手順が存在する。現場審査では問題となるようなものは見られなかった。完了検査の時にチェックしている。除伐・間伐仕様書にて、伐倒木(切捨)は区域外に搬出等することがないように整理することとしている。177,432,422,89,80,93,63林班を訪問し実行を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.10		収穫技術は浸食や土砂崩壊を最低限に抑えるようになっている。	
	更新	植栽現場(伐採跡地)は急傾斜地もあったが、浸食や土砂崩壊は見られなかった。皆伐後の地拵えでは枝条残材を等高線に沿う方向に置き土砂崩壊のリスクを最小限にしている。177,432,422,89,80,93,63林班を訪問し実行を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.11		収穫と搬出の方法は、残存木と更新苗へのダメージを最低限に抑えるようになっている。	
	更新	ウィンチ付きグラブやフォワーダ等が使用されているが審査の際には残存木と更新苗へのダメージは確認できなかった。177,432,422,89,80,93,63林班を訪問し実行を確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.12		新しい収穫・搬出機械は、土壌や残存木、更新苗へのダメージを最小限に抑える必要性を考慮して選ばれている。	
	更新	ウインチ付きグラブやフォワーダ等が使用されているが審査の際には確認できなかった。現場審査において土壌、残存木、植栽木へのダメージは見られなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.5.13		従業員は適切な収穫と搬出方法の訓練を受けている。	
	更新	安全講習、技術向上の研修を県森林総研で実施している。2016年度の研修記録一覧を確認し、作業員へのインタビューでも確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6a		管理システムは、環境に配慮した非化学的な病虫害への対処方法を開発し取り入れていくとともに、化学的農薬の使用を避けるよう努めなければならない。	
------	--	--	--

6.6.1		害虫、樹病、雑草に対する文書化された管理戦略がある。	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。 89林班でシカの忌避剤であるコニファーの使用を確認した。432、422、93林班では獣害防除ネットでのシカの食害対策の現場を確認した。 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(2017年3月策定)がある。当時71,146頭のシカがいると推定されるが、2023年の目標頭数32,597頭を目指して捕獲頭数を設定している。捕獲は狩猟(銃猟及び罠猟)および管理捕獲により行う。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.2		森林管理主体によるすべての合成化学薬品の使用を記録するための手順が整備されている。化学薬品使用記録は以下を含む： a)製品名 b)使用された場所の位置 c)使用された場所の面積 d)使用の方法 e)化学薬品使用の始まった日時 f)使用の終了した日時 g)合計使用量	
	更新	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 コニファー(ジラム水和剤)：3850リットル、ランテクター(全卵水和剤)：63kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS(カーバム剤)：551リットル、グリーンガード(酒石酸モランテル液剤)：151リットルを使用。各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.3		化学薬品は、定められた管理目標を達成するために必要な場合にのみ使用される。	
	更新	使用について検討を行い、必要な場合にのみ使用する。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.4		合成化学薬品は、他に非常に高価でない非化学薬品の代替物がない場合にのみ使用される。	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。出先機関で農薬を用いる施業を発注する際にチェックシートを使用する。チェックシートは出先機関で保管している。新しい農薬を使用する際には農薬使用要領に従って本庁と協議する。マツクイムシ対策では、伐倒木をビニールでカバーするのみの農薬を使わない方法に試験的に取り組んでいる。また、ランテクターの薬害試験(ヒノキやカラマツに対する薬剤の影響)を今年度実施予定である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.5		合成化学薬品の使用の前に考慮され、却下された、最適な非化学薬品の代替物を記録し、同時に非化学薬品の代替物ではなく化学薬品を使用することの正当な理由を記録するための、手順が整備されている。	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.6		薬品は最小有効量しか使用されず、その管理と規則についてはきびしく監視される。	
	更新	同上。シカ柵や防除バンド、樹皮ガードなどの物理的防除方法も併用している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6b		世界保健機構で規定されているタイプ1A、1B及び塩素系炭化水素農薬(chlorinated hydrocarbon pesticides)、残留性が高く有毒であるとともに、その誘導物質(derivatives)が生物的に活性化し続け使用目的をはるかに超えて食物連鎖の過程で蓄積する農薬、国際条約により禁止されている農薬は、使用が禁止されなければならない。	
------	--	---	--

6.6.7		認証林地においてこれらの化学薬品を使用または保管することを禁止する。	
	更新	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.8		以下の種子粉衣または苗木処理用化学薬品の使用や保管を禁止する:水銀系、有機リン系、有機塩素系化合物(Gamma HCH, Lindane, BHCを含む)、または他の長期的に残存し食物連鎖や生態系に蓄積する化学薬品。	
	更新	県では種苗生産を行っていない。種苗業者も使用していない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6.9		FSCによって高い有害性があると分類された化学物質はFSCによる特別承認がない限り使用してはならない。本規準の付録6を参照。	
	更新	FSC禁止薬品は使用していない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.6c		化学物質を使用する際は、健康と環境に及ぼすリスクを最小限に留めるため、適切な設備と訓練とが整備されていなければならない。	
6.6.10		全ての作業者に適切な機材と訓練が施される。	
	更新	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.6.11		事故、故障、給油時に燃料が河川・溪流に流れ込まないように、燃料タンクや倉庫が配置されている。	
	更新	山地での燃料などの保管はない。仕様書でも明記されている。現地でも不適切な扱いは確認されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.6.12		薬品の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れのない状態に保たれる。	
	更新	ドラム缶、携行缶などで燃料を運搬している。現地でも不適切な扱いは確認されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.6.13		河川・溪流の10m以内と貯水池・湖の30m以内での化学薬品の使用は禁止する。	
	更新	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.6.14		豪雨が予想される時に冬期の凍ついた雪面または乾期で干上がった地面の上での使用は禁止する。	
	更新	雨が降ることが予想されるときには使用しない。薬剤散布仕様書でも明記されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.6.15		植林前に化学薬品で処理された苗木を排水溝や河川・溪流に浸すことは禁止する。	
	更新	苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
6.7		化学薬品、容器、燃料や油を含む液体、固体の非有機廃棄物は、環境に配慮した適切な方法で管理地域以外の場所に処理されなければならない。	
6.7.1		化学薬品や容器、固体・液体の非有機廃棄物を環境的に適切な方法で廃棄するための林地外の場所が定められている。	
	更新	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.7.2		廃棄物を適切な廃棄場所に持って行くシステムが整備されている。	
	更新	完成検査の際にはゴミを残さないように標準仕様書で規定している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.7.3		廃棄物を河川・溪流や湖へ投棄したり、林地に埋めない。	
	更新	行っていない。現地では確認されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.7.4		森林内での廃棄物残留は見られない。	
	更新	現地では確認されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.8		生物的防除を利用する場合は、その方法が文書化されるとともに、その利用は最小限に留められ、モニタリングされなければならないとともに、国内法及び国際的に認められた科学的取り決めに従い厳しく管理されなければならない。なお、遺伝子学的に生命体を変化させることは禁止されなければならない。	
-----	--	---	--

6.8.1		全ての生物的防除の使用に関する文書化とモニタリングの手順が整備されている。	
	更新	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.8.2		生物的防除は、統合害虫管理システムの一部として、定められた管理目標を達成するために必要な場合にのみ使用される(自然に発生する生物の使用は許される)。	
	更新	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.8.3		森林管理主体による遺伝子組み換え生物の使用はない。	
	更新	遺伝子組み換え生物の使用はない。	n/a
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.9		外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁にモニタリングされなければならない。	
-----	--	---	--

6.9.1		すべての外来種の使用は文書化され正当な理由付けがされる。	
	更新	外来種を使用しないで緑化させるのが難しいところもある。在来種では土壌が凍結、融解するところでは難しいという結果が出ている。ただし、林道法面には吹き付け自体を行わない場合が増え、外来種子の使用数量は減少傾向にある。表土撒き出しはコスト高になるため、治山林道では採用していない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.9.2		使用されている外来種は生態系に与える潜在的影響を評価するためモニタリングされている。	
	更新	乙女高原のモニタリングを継続している。外部には拡大していない。遊歩道でイネ科の外来種を確認したが、大きく広がっている箇所はない。反対に減っている箇所もあった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.9.3		生態系に対する影響が認められたときには、管理対策が実施されている。	
	更新	現在のところ外来種による森林生態系への影響は認められていない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.9.4		林道法面の外来牧草等の使用を回避していること	
	更新	林道法面の外来種使用は継続しているが、モニタリングも継続している。ただし、林道法面には吹き付け自体を行わない場合が増え、外来種子の使用数量は減少傾向にある。表土撒き出しはコスト高になるため、治山林道では採用していない。種子ごとの吹付け量を記録している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

6.10		森林を他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く： a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われかつ、 b) 保護価値の高い森林区域が対象とならず、かつ c) 転換することによって、森林管理区域における明確かつ重大な長期的保護の公益がもたらされる場合。	
6.10.1		森林を他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く： a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われ、かつ b) 保護価値の高い森林区域が対象とならず、かつ c) 転換することによって、森林管理区域における明確かつ重大な長期的保護の公益がもたらされる場合	
	更新	a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているためb)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されている。この5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7		FSC原則#7:管理計画 森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。	
7.1a		管理計画及びそれに付随する文書では、管理目的について触れなければならない。	
7.1.1		森林管理の目的が明示されている。	
	更新	第3次管理計画p36にて基本方針を記載。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1b(i)		管理計画及びそれに付随する文書では、管理対象となる森林資源、環境に関する制限について触れなければならない。		
7.1.2		管理下にある地区の明確な説明がある。		
	更新	第3次県有林管理計画p.19 「3 県有林の現況」にて記載。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1.3		管理の規模と強度に相応した、管理区域の外的要素の説明がある(例:地形、土壌、地質、水資源等)。		
	更新	第3次県有林管理計画p.19 「3 県有林の現況」にて記載。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1.4		管理下にて、いかなる理由でも収穫から除外される地区の明快な説明がある。		
	更新	原生的自然植生保護のための保護樹帯を厳正保存地域とし、管理計画書p77および付属資料25にて記載されている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1.5		過去に収穫の行われた地区は認知されていて、地図に明記されている。		
	更新	施業履歴は造林台帳で管理している。GISで地図化できる。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1.6		詳細かつ伐期を通じた植林計画に忠実な木材資源(目録)の評価があり、以後の収穫が永続的に維持できることを説得するものである。(規準5.6も参照)		
	更新	施業箇所や調査箇所は新しいデータに更新される。更新データは、毎年林務環境事務所から送られ、それをシステムに反映させており正確である。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1b(ii)		管理計画及びその支持文書では、土地利用と所有状況、社会経済的状況、隣接地の概略について触れなければならない。		
7.1.7		土地利用と所有に関する説明がある。		
	更新	第3次県有林管理計画p.1 「1 県有林計画の沿革」にて記載。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
7.1.8		管理の社会経済的側面の記述がある。		
	更新	第3次県有林管理計画p.7 「2-1 森林・林業の政策等の動向」にて国の動向、県の動向を記載。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

7.1.9		隣接する土地の利用に関する記述がある。	
	更新	山梨県全体の地図があり、隣地の土地利用は明確である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1c		管理計画及びその支持文書では、当該森林の生態及び自然資源調査により収集された情報に基づき、育林あるいは他の管理システムについて触れなければならない。	
7.1.10		管理の基礎となる施業システムは明確に示され、森林生態的に見ても正しい。	
	更新	管理計画p.56に作業団ごとの施業方法が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1.11		施業システムの実践に必要なとされる管理の規定と手順は明確に示されている。例えば： - 種子源や生物多様性の維持を目的とした樹木の識別とマーキング - 伐木の選定の基準 - 選定された伐木・場所のマーキング手法 - 更新を確実にする方法	
	更新	仕様書や計画書で明示している。 伐採後は更新を確実に行う。 間伐時には標準地をとり伐採対象木、本数を確認。面積に応じてプロット数を決定。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1d		管理計画及びその支持文書では、年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠について触れなければならない。	
7.1.12		管理計画及びその支持文書では、年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠について触れなければならない。	
	更新	管理計画p84にて樹種毎施業種ごとの伐採量を定めている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1e		管理計画及びその支持文書では、森林の成長及び動態に関するモニタリングを行うにあたっての規定について触れなければならない。	
7.1.13		森林更新と成長に関するモニタリングの手順は文書化され、実践される。	
	更新	経済林林況調査(伐期を迎えた林分の調査)、標準地調査を行っている。 調査結果から地位の変更を行うこともある。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1f		管理計画及びその支持文書では、環境評価に基づく保護方法について触れなければならない。	
7.1.14		火災予防管理と消火の必要性について正しく評価され文書化される。	
	更新	県有林森林火災防止等巡視事業実施要領は廃止され、山梨県森林保全巡視事業実施規定(H27.3.26)に基づいて実施。巡視の中での火災予防を図る。第4条で火災予防の巡視や火気取り扱いの指導について明記。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1.15		環境調査に基づく環境保護手法が実施されている。	
	更新	県有林環境調査要領がある。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。各訪問現場で確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1.g		管理計画及びその支持文書では、希少種、危急種及び絶滅危惧種の特定と保護に関する計画について触れなければならない。	
7.1.16		管理計画及びその支持文書では、希少種、危急種及び絶滅危惧種の特定と保護に関する計画について触れなければならない。	
	更新	6.2a参照。 発見された希少種は一覧表と地図で記録している。GISにも記録している。GISの記録の取り扱い方法(情報公開等)については検討中。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1h		管理計画及びその支持文書では、保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森林資源に関する基本情報が記載された地図について触れなければならない。	
7.1.17		保護区を含んだ森林資源基盤の地図がある。	
	更新	事業図で示されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1.18		土地所有を示す地図があり、利用可能で、明確かつ有効である。	
	更新	事業図で示されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.1.19		管理計画を短期(5年から10年)、そしてそれ以上の期間(20年以上)で表している地図がある。	
	更新	事業図で作業団、管理計画の伐採予定箇所が示されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.2		管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、モニタリング結果、あるいは最新の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂されなければならない。	
7.2.1		管理計画の定期的な見直しと更新のシステムが整備されている。	
	更新	管理計画は5年ごとに更新されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.2.2		森林管理、木材生産、生物学・生態学など関連する調査・研究がその地域においてなされている、または計画されていることを認知している。	
	更新	県森林総合研究所により調査研究が行われている。広葉樹施業方法や混交の人工林の施業指針など、1年あたり約30の研究課題に取り組んでいる。試験研究要望を県森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。 県有林の中で行われている調査・研究については全て把握している。 その他、富士山科学研究所(県の研究機関)が県有林内で草原の植生、シカの影響などを調査している。大学や研究機関から研究の要望があれば、入山許可を出し、調査・研究内容を把握している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.2.3		社会経済的な状況や傾向に基づいて管理計画を見直すシステムが存在する。	
	更新	社会経済的な状況に基づき5年ごと管理計画を更新している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.2.4		これらの研究や森林管理主体によるモニタリングの重要な成果が、更新された方針や計画、手順に組み込まれていることが確認できる。	
	更新	県森林総研ではモニタリング調査地をいくつか設定しており、シカの被害についてのモニタリングもされている。生息密度も5kmメッシュで推定されている。モニタリング結果に基づいて、シカ被害対策も検討されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.3		林業従事者は、管理計画を確実に実行するにあたり、適切な訓練と指導を受けなければならない。	
7.3.1		管理者および監督者は、森林施業および管理計画の他の要素を計画、実施するのに必要な適切な必要条件を有していなければならない。	
	更新	毎年県職員は数名ずつフォレスター研修を受講している。 年度初めの全職員対象の全体会議等で周知している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.3.2		全ての労働者はその任務と責任に相応しい訓練を受ける。	
	更新	研修の案内はメール等で事業者者へも案内。38事業体の参加実績。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2016年度は、環境教育指導者研修等の基礎研修2回、職員や市町村業者対象の専門研修が27回、緑の雇用現場技能者育成研修等の技術者養成研修は10回行われた。 職員対象の専門研修は階層別研修を設定して、経験年数に応じて研修を実施している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.3.3		森林労働者に施された訓練の記録がある。	
	更新	2016年度の研修記録一覧を確認した。38事業体が参加。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.3.4		管理の規模や頻度に応じた、すべてのスタッフの雇用、配置、訓練および昇進の基礎となる技術および経験を含む、訓練、必要要件および雇用の方針がある。	
	更新	必要とされる研修計画を立てて実施している。また、県職員に対しても、人材育成システム制度があり、職員研修所では職名に応じたスキルアップ研修もある。そのほか森林総研の研修、林野庁の行う担当者の研修もあり、参加している。 2015年度より、森林環境部でも森林行政技術職階層別研修が行われている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

7.4		情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準7.1で挙げたような事項を含む管理計画についての基本的事項の概要を公開しなければならない。	
7.4.1		管理活動の要約は、許容される商業的機密の範囲内において、関心を示す者には入手可能である。 [注:規準7.1にある管理計画の概要は、ウッドマークの公開審査概要報告書に、認証された際に公開される。]	
	更新	ホームページで公表している。 管理計画p.273で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関には森林所有者からの質問を受ける窓口があり、実際問い合わせがある。 県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

8		FSC原則#8:モニタリングと評価 森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。	
8.1		モニタリングの頻度とその内容は、影響を受ける環境の相対的な複雑性や脆弱性ととも、森林施業の規模と内容に配慮して決定されるものとする。モニタリング方法は、結果が比較でき、変化が評価できるように、首尾一貫しているとともに反復できるものでなければならない。	
8.1.1		森林施業が土地に与える影響をモニタリングする効果的なシステムが存在する。	
	更新	管理計画p.267 各種モニタリング。個々のモニタリング手法は別文書で整備されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
8.1.2		モニタリングの頻度や出費は森林管理の規模と強度に相応しく、影響される環境の複雑さと繊細さにも見合っている。	
	更新	各モニタリングに対し実施頻度がきめられている。適正である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
8.1.3		変化を比較・評価できるように、手順は長期にわたって一貫し、反復可能である。	
	更新	モニタリング手順が規定されている。反復可能である。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		
8.1.4		モニタリング記録は整理、更新され、照査可能な形態で保管されている。	
	更新	記録が保管されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

8.2a		収穫された全ての林産物の生産量のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.1		すべての林産物の収穫量は記録される。		
	更新	記録されている。2016年度は、 除伐 679ha 年間利用間伐量: 15,122m ³ 年間主伐量: 49,094m ³ (うち林道、作業道開設のための伐採量2,734m ³)	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2b		森林の成長、更新及び森林の状態のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.2		商業樹種の標準成長モデルや更新の情報がない場合には、将来の管理のために詳しい情報を得るためのプログラムが整備されている。		
	更新	山梨県版システム収穫表は完成した。新しいGISは導入済みである。 県森林総研がカラマツとミズナラの混植地のモニタリングを継続している。 また、成熟林調査を毎年実施している。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2.3		森林の状態(害虫、樹病の存在、土壌固化、侵食の形跡など)は定期的にモニタリングされ見直されている。		
	更新	山岳レンジャー等で巡視を行っている。 請負業者からの随時の報告がある。 環境影響調査でも確認。 現場審査で訪れた422ほ1林小班では、環境調査チェックシートでの環境影響調査で、フッキソウの群落が確認された。そのため、群落範囲をマーキングし、その一帯は植栽しないこととした。環境影響調査の結果を施業に反映することができている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2c		動植物の構成状態と観測された変化のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.4		保全地帯(6.2参照)は定期的にモニタリングされて、自然崩壊や人為干渉がないか確かめられている。		
	更新	森林巡視員(県有林課が委嘱)、山岳レンジャー(みどり自然課が委嘱するボランティア)等が巡視を行っている。記録は各林務環境事務所で保管されている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2.5		森林管理者は、森林管理の規模と強度、また森林生態系やその中の種の希少性・繊細さに応じて、水生生物も含む動植物(種名、発生量、分布、生息条件、生物学的・生態学的特徴、行動様式)への森林施業の影響を適切にモニタリングしている。		
	更新	県森林総研によりさまざまな調査研究が行われている。モニタリング調査地点は100箇所程度あり、継続的、定期的に総研が行っている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

8.2d		収穫及び他の作業により生じる環境と社会への影響のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.6		地域社会の代表者との定期的な会合がおこなわれ、影響(社会的・環境的)に関する関心事項が記録されている。		
	更新	第3次県有林管理計画の作成作業をする中で、市町村、保護団体に聞き取りを行った。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2.7		環境への影響に関する情報を収集するためのモニタリングプログラムが策定され、文書化され、実践される。情報例:水質、季節的な水流、魚類個体数、野生生物の個体数など。		
	更新	河川の水質調査は県の別部署、または国で行われている。水道の水質調査も行われている。県の別部署で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。みどり自然課で数年ごとにクマの調査も行われている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.2e		モニタリングに必要な、森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性の調査とデータ収集が行われている。		
8.2.8		明確な森林管理主体の計算書がある。		
	更新	計算書があり、必要な費用が組み込まれている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.3		監査および認証を行なう機関が各々の林産物の原産地点からの追跡—“Chain-of-Custody”(COC)と言われる—を実施するための書類が森林管理者により提示されなければならない。		
8.3.1		認証品として販売される林産物は、審査された森林から産出されたものであるということが容易に識別できる。これは木材への物理的なマーキング、書類管理システム、毎日・毎週の加工記録、またこれらの組み合わせやこれらに類似した方法で実施される。		
	更新	県有林FSC認証ラベル取扱要領 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
8.3.2		森林管理主体は販売時点までの木材のCOC管理を行う。		
	更新	立木での販売または県森連の市場で丸太での販売を行っている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

8.3.3		<p>認証木材の販売の伝票は以下の事項を明記する:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 認証木材の供給源 - 販売日 - 販売された認証木材の材積量 - 販売された認証木材の仕様(樹種,直径,品質) - 購入者が認証木材のCOC管理を引き継ぐ時点 - 認証番号 - FSC表記 - 納品伝票と照合するための情報 	
	更新	H29年4-6月の県有林FSC認証材出荷証明を確認(2017年4月13日、5月11日、6月5日等)。必要事項の記載あり。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

8.4		モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。	
8.4.1		モニタリング結果を、管理計画の改訂に反映する仕組みが存在する。	
	更新	モニタリング結果は、獣害対策など管理計画にも反映させてきている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

8.4.2		管理計画の変更内容が実行されていることを示す証拠がある。	
	更新	これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

8.5		情報の秘密性を尊重する範囲内で、森林管理者は、規準8.2の事項を含むモニタリング結果についての概要を公開しなければならない。	
8.5.1		森林管理者は、許容される商業的機密の範囲内で、モニタリングの結果を要求に応じ関心のある者に対して提供することに同意する。	
	更新	県森林総研で行っている調査・モニタリングの結果はホームページで公開しており、パンフレットも作成している。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

9		FSC原則#9:保護価値の高い森林(HCVF)の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行わなければならない。		
		保護価値の高い森林とは、以下の特長を1つ以上持ち合わせている森林である: a) 森林には、世界的あるいは地域的、国家的にみて以下の意味で重要である: 1.生物多様性の観点から、価値が高い(固有性、絶滅危惧種、保護種など)かつ、(または) 2.自然派生種の多く、または全てが自然の状態の分布と量で存在するような、管理区域内あるいは、管理区域にまたがる景観レベルの大面積の森林 b) 希少種、絶滅危惧種やその心配のある種が存在する森林地 c) その存在がなくなれば危機的な状態を引き起こす森林(流域保全、侵食保護など) d) 地域社会の基本的ニーズ(生存、健康など)を満たすために、重要な機能を提供している、あるいは地域社会の伝統文化やアイデンティティ(地域社会と協力して特定される文化的、生態的、経済的あるいは、宗教的な重要性など)にとって重要な森林。		
9.1		保護価値の高い森林の特質を判断する際、森林管理の規模および内容に応じた評価が不備なく行われるものとする。		
9.1.1		森林管理者はその地域における保護価値の高い森林の定義を提出することができる。		
	更新	管理計画p.214に保護林の記載がある。また、管理計画p.217に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、また自然環境保全地区などの「厳正保存地域」の記載がある。これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
9.1.2		森林管理者は保護価値の高い森林が管理地内に存在するかどうか評価している。		
	更新	存在が評価され、地図化されている。合計面積は20,059haである。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
9.1.3		保護価値の高い森林として特定された地域は地図に明記されている。		
	更新	存在が評価され、地図化されている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
9.2		認証過程においては、保護すべき特質の維持のための諸手法について、重点的に聞き取りがなされなければならない。		
9.2.1		森林管理者は高い保護価値の特定および特定された高い保護の特徴の管理手法について関係者に聞き取りを行わなければならない。		
	更新	保護林は地元からの要望に基づき設定された。また第3次県有林管理計画を策定するにあたり、市町村、保護団体、有識者へ再度意見募集を行った。特に新しく保護価値が高いと認められた森林はなかった。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			
9.3		管理計画は、特質が確実に維持され高められるよう、慎重な措置を盛り込むとともに、実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画の概要文書に具体的に明示されなければならない。		
9.3.1		高保護価値森林と特定された地区には特別な保護手法が定められ、適用される。		
	更新	禁伐として保護する。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

9.3.2		定められた保護手法は予防手段を用いている。	
	更新	禁伐として保護する。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

9.3.3		定められた保護手法は公開された管理計画に含まれている。	
	更新	第3次県有林管理計画書(2016年4月1日-2026年3月31日)p214「保護林」、p.217「厳正保存地域」に記載されている。周辺についても保護樹帯を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

9.4		年に一度はモニタリングが実施され、保護特質が維持され高めるように取られている措置が効果的なものであるかどうかの評価されなければならない。	
9.4.1		保護すべき特徴の規模と脆弱性に相応して、少なくとも年に一度はモニタリングを行う計画が文書化され実行されている。	
	更新	山岳レンジャー、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。これは日々または週に1回程度の頻度で行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10		FSC原則#10: 植林 植林は、原則の1から9及び原則10とその規準とに従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的、そして経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、自然林の管理を補助し、自然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。	
10.1		自然林の保全及び復元の目的を含む植林の管理目的が、管理計画に明確に述べられるとともに、それが確実に実行されなければならない。	
10.1.1		自然林保護と回復は植林管理の目的に明確に含まれる。	
	更新	第3次県有林管理計画(2016年4月1日-2026年3月31日)では、従来の資源循環林のなかで地位の低い場所や道から遠い場所を、より生態系を重視し積極的に針広混交林化する「公益移行林」として設定している。管理計画書p.70に記載。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.1.2		これらの目的を達成するための戦略と手順は効果的に導入されている。	
	更新	管理計画書に記載されている。多くの地域は保全や保護のために施業しない地域として管理されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.2a		植林の計画と配置は、自然林の保護、復元そして保全を促進するものでなければならず、自然林への利用圧を増加するものであってはならない。	
10.2.1		植林管理は、隣接する自然林の特徴を保つまたは拡大するよう計画される。	
	更新	間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。公益移行林では針広混交林へ誘導していく。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.2b		植林地の配置は、森林施業の規模にあわせ、野生生物のコリドー、河岸地帯、異なった林齢・伐期のモザイク的な配置がとり入れられなければならない。		
10.2.2		以下の事項を確実にする文書化された方針と手段がある： ・異なる林齢や伐期齢のモザイクが形成され維持されている。 ・野生動物のコリドーが形成されている。 ・河川・溪流の側や谷間に自然植生のコリドーがあれば、これらは植林・伐採作業から守られ、河川・溪流沿いの保護区として設定する。 (他の規準について6.2と6.3を参照)		
	更新	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先して保護すべき場所を「溪畔林」として指定し、図面とリストにしている。溪畔林では基本的には施業をしない。資源循環林の主伐面積は、現地審査で確認したもので最大でも約8.5haと小さく、平均して5ha程度である。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

10.2c		植林区画の規模と配置は、当該する自然景観内で見られる林分パターンと整合したものでなければならない。		
10.2.3		植林の配置と林分構造双方ともその地区の景観と調和する。		
	更新	管理計画p.260「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及した。厳正保存地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

10.3		経済的、生態的、社会的安定性を高めるように、植林の構成は多様であることが望まれる。このような多様性には、その景観内での管理区画の規模や配置、種の数と種の遺伝的構成、林齢及び構成があげられる。		
10.3.1		管理計画には経済、環境および社会の安定性の評価が含まれている。		
	更新	経済面、環境面及び社会面の評価が含まれている。第3次県有林管理計画書のうち、経済:p.37 環境:p.19 社会:p.7 などに記載されている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

10.3.2		景観レベルでの植林地の大きさおよび分布の多様性が促進されている。		
	更新	多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。資源循環林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業もっており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

10.3.3		多様な樹種、起源、その他の植物の利用の機会が提供されている。		
	更新	地域で求められる樹種として、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、シラベ、スギなどが植林されている。また将来の有用材となる広葉樹も一部植林されている。またp.91に樹種別苗木所要量がまとめられ、今後10年間の新植量が示された。	✓	
	年次1			
	年次2			
	年次3			
	年次4			

10.3.4		景観レベルでの植林地の林齢および構造の多様性が形成されている。	
	更新	多くの森林は資源循環林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。資源循環林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業もっており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.4		植林のための樹種の選択は、その場所への総合的な適合性及び管理目的に合致しているかの判断に基づいて行わなければならない。生物の多様性をより保全していくためには、植林及び劣化した生態系の復元においては、外来種よりも在来種の方が好ましい。外来種は、在来種の果たす役割を上回るときに限り導入するものとし、導入した場合は、通常ではまれである大量枯損、病虫害の発生及び生態系への悪影響の発生について注意深くモニタリングしなければならない。	
------	--	---	--

10.4.1		植林の目的、植林地の気候、地質、土壌などを考慮した、植林のための樹種や遺伝子型の選択の明かな理由がある。	
	更新	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。現地審査で確認した植栽地(422林班、432林班、89林班、93林班)にはカラマツが植栽されているのを確認した。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.4.2		外来種が選ばれる場合、その選択には明かな理由が必要である。その代わりになりうる最適な在来種を特定し、その種が却下される理由を挙げなければならない。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.4.3		いかなる外来種が植林される前にも、その種が周辺地域へ侵略する危険性を評価しなければならない。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.4.4		侵略的な外来種は植林されていない。モニタリングの基準については8.2b参照。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.5		森林管理区域全体のバランスは、植林の規模に対して適切であるとともに地域の基準により決められるが、その区域が自然状態での森林被覆へと復元されるように管理されなければならない。	
------	--	--	--

10.5.1		規程6.2bのとおり、植林地の少なくとも10%以上は、その自然の特徴を促進するよう管理され、生物多様性を主な目的としなくてはならない。	
	更新	10%以上が確保されている。6.2b参照。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.5.2		規準6. 2bのとおり、植林地の少なくとも5%以上は、究極的に自然林の林相に回復するよう管理されなくてはならない。	
	更新	5%以上が確保されている。6.2b参照。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.6		土壌状態、土壌産出力そして生物学的活動を維持あるいは高めるための手段が講じられなければならない。伐採の技術やその割合、林道の建設と維持管理、そして樹種の選択により、長期的な土壌の劣化、水・水量への悪影響あるいは流路の大幅な逸脱がもたらされてはならない。	
------	--	--	--

10.6.1		土壌の保全方法が管理計画または関連書類において明確に詳述されている。	
	更新	177林班と80林班の間伐現場では土壌へのダメージは見られなかった。422林班と93林班の植栽現場でも土壌へのダメージはなかった。枝条残材が等高線沿いに配置され、土壌流出を最小限にするための地ごしらえがされていた。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.6.2		収穫後の森林更新の計画と手順は、裸出土壌を最小限に抑え、樹木が可能な限り早く再生するようにしてはならない。	
	更新	収穫後は速やかに植林を行っている。現場確認した植栽地は1年以内に植栽。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.6.3		現地において土地が劣化している証拠はない。	
	更新	多くのサイトを訪問したが土壌劣化の状況は観察されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.7		病虫害の発生、火災、あるいは植物の移入を防ぐための手段が講じられなければならない。統合的な病中害管理が管理計画の基礎部分を形作るものであるが、化学的薬物や化学肥料の使用よりも、先ずは予防を行い生物的防除手段を用いなければならない。苗畑も含め、植林管理では、科学的薬物や化学肥料の使用を極力避けなければならない。化学物質の使用については、規準6.6と6.7でも触れられている。	
------	--	---	--

10.7.1		統合害虫管理戦略の文書がある。(さらなる化学薬品使用に関する規準について6.6a, b, cを参照)	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。6.6参照。 89林班のカラマツ植栽地ではシカ等の獣害対策として忌避剤を使用。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.7.2		火災管理と消火の必要性は適切に評価され文書化される(7.1f参照)。	
	更新	山梨県地域防災計画で森林火災の予防計画を立てている。火事はなかった。7.1f参照。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.7.3		外来の侵略的な植物を管理し根絶するための方法が取られている。	
	更新	侵略的な植物はない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.7.4		植林地および苗畑において化学殺虫剤および化学肥料の使用を最小限にする戦略がある。	
	更新	肥料は使用していない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.8		施業の規模と多様性により、植林についてのモニタリングには、規準8.6と4で扱われている内容に加え、現場内外における潜在的な生態学的社会的営業(例えば、天然更新、水資源と土壌生産力への影響、地域生活と社会福祉への影響など)についての定期的な評価が含まれなければならない。どのような樹種であっても、その樹種が、その地域に生態学的に適合し、ほかを侵略するものでなく、他の生態系に深刻な悪影響を及ぼさないものであるという、地域的試験や実勢が示されない限り、大規模な植林を行ってはならない。植林のための土地取引に関する社会的問題、特に土地の所有、利用、アクセスに関する地域住民の権利の保護については、特別の注意を払わなければならない。	
------	--	--	--

10.8.1		地元の試みや経験から、その場所にふさわしくない樹種の大規模な植林は行われていない。	
	更新	行われていない。審査中も確認されなかった。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.8.2		重要または繊細な生態系を有する地区、生物多様性が高いまたは特殊である地区、保全または保護地区、重要な集水域に悪影響を及ぼす地区で植林は行わない。	
	更新	重要な地域は保護されている。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.8.3		5,000ha以上の全ての新しい植林や植え付けは、正式な環境的社会的影響評価の対象になっている。(関連規準について規準4.4参照)	
	更新	5,000ha以上の新規の植林は行っていない。	✓
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

10.9		1994年11月以降に自然林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。植林への転換に関し、森林の管理者／所有者に直接あるいは間接的責任が無いという十分な証拠が認証機関に提出される場合は、認証の対象となることがある。	
------	--	--	--

10.9.1		1994年11月1日以降、自然林地から転換された土地における植林は行っていないこと(但し、6.10と10.9参照)。但し、現在の所有者や管理者が直接的・間接的にもその転換に責任がないという明確な証拠がある場合はこの限りではない。	
	更新	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	
	年次1		
	年次2		
	年次3		
	年次4		

付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果

審査種類(本審査、第1回 年次監査など)	利害関係 者の参照 番号	メンバー名(グルー プメンバーが対象 の場合)	議題の種類 (保育、伐採など)	FSC要求事 項の参照番 号	肯定的/否定 的	議題の概要	ウッドマークのコメント
更新審査	1	-	管理コスト、境界管理	5.1, 2.1	否定的	・作業道の未開発や既存の作業道の狭さなどのほか、傾斜が急なため労力とコストがかかる実情がある。 ・未登記や世代交代等により森林の所在地や境界が分からなくなっている森林もある。	山梨県県有林では作業システムの工夫によりコスト削減の努力を図っている。境界については県有林はすべて明確になっているので、一般的意見として了解した。
更新審査	2	-	森林管理	7.1	肯定的	森林整備計画により森林の適正な管理を行っている。	了解した。
更新審査	2	-	所有者の特定、境界管理	2.1	否定的	・少数ではあるが、境界や森林管理者(所有者)の特定が困難な場合がある。	境界については県有林はすべて明確になっているので、一般的意見として了解した。
更新審査	3	-	入会権	2.2	否定的	山梨県県有林には、その大部分に入会権が存在するが、山梨県は認めていない。	山梨県の条例で従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めていることを確認した。もしこの範囲に含まれていない入会権が存在すると思われるときには、山梨県に問い合わせをすることが推奨される。

付属文書3 樹種のリスト

樹種名

学名

針葉樹

カラマツ
ヒノキ
アカマツ
シラベ
スギ
モミ
ウラジロモミ
オオシラビソ
ツガ
コメツガ
ハリモミ

Larix kaempferi
Chamaecyparis obtusa
Pinus densiflora
Abies veitchii
Cryptomeria japonica
Abies firma
Abies homolepis
Abies mariesii
Tsuga sieboldii
Tsuga diversifolia
Picea polita

広葉樹

ケヤキ
キリ
ヤマザクラ
クリ
クヌギ
コナラ
ミズナラ
シラカシ
ブナ

Zelkova serrata
Paulownia tomentosa
Prunus jamasakura
Castanea crenata
Quercus acutissima
Quercus serrata
Quercus mongolica
Quercus myrsinaefolia
Fagus crenata

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

該当樹種なし

付属文書5 ウッドマークにより保管される追加情報

認証登録証のコピー及び関連日程

機密商用情報

利害関係者のリスト及びウッドマークに寄せられた意見

森林資源を示した地図

管理計画のコピー